

国庫補助負担金制度に関する共同調査の結果について

平成17年4月28日

地方六団体

1 調査の趣旨

「三位一体の改革」は、地方の自主的・自立的な行財政運営を可能とするため、国から地方への税源移譲を行うとともに、国庫補助負担金改革と地方交付税の見直しを同時一体的に行うものである。

このうち、改革の大きな柱である国庫補助負担金改革は、国による全国一律・画一的な施策の押しつけや過剰な関与・規制を撤廃し、住民のニーズに合った多様で個性的な地域づくりを行うため、国の補助金等を廃止して地方の一般財源に振り替えようというものであった。

しかしながら、平成16年11月の政府・与党合意では、地方六団体が提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」(以下「地方の改革案」という。)の趣旨はほとんど取り入れられず、補助金等に係る多くの課題が先送りされた。

国庫補助負担金制度が地方の創意工夫をいかに阻害しているか、その実態を国民に対して明らかにするため、地方六団体で共同調査を行ったところ、全国の地方自治体から多くの意見が寄せられた。

我々地方六団体は、こうした現場の声を背景に、「三位一体の改革」が真の地方自治の確立に向けた地方分権改革となるよう、「地方の改革案」で示した補助金等の廃止・一般財源化を、政府に対し引き続き強く求める。

2 調査結果

(1) 調査対象補助金	地方自治体に交付されている全ての補助金等
調査対象団体数	<u>47都道府県、100市、94町村</u>
(2) 回答補助金数	<u>186件</u>
	<u>うち改革案リスト掲載分 148件</u>
	<u>〃 以外 38件</u>
(3) 意見数(重複意見集約後)	<u>1,152件</u>

なお、調査対象は、平成16年度に交付されているすべての補助金等を対象としているため、平成17年度に制度改正されるものも含んでいる。

また、意見の中には「地方の改革案」の第一期改革（平成18年度までの改革）の「移譲対象補助金」に含まれていない国庫補助負担金等も含まれている。

3 主な具体的事例

現行の国庫補助負担金制度において、地方の創意工夫を阻害している要因は複雑に絡み合っている。次に、具体的な事例の中から、その主なものを、6つの象徴的な要因に分類し、示すこととする。

全国一律・画一的な補助基準が設定され、地域の実情にあった対応が困難な補助金

（主な事例）

・急傾斜地崩壊対策事業費補助

急傾斜地崩壊対策工事に係る国庫補助採択基準は、がけの高さが10m以上で、危険区域の指定基準（高さ5m以上）と異なっており、危険区域内の10m未満のがけの整備については国の公共事業で実施することはできない。さらに総事業費が7千万円以上であるという採択基準から、がけの高さが10m以上であっても公共事業の実施ができないことが多い。

・公立学校等施設整備費負担（補助）金（学校校舎等に係る通常の改築、改修）

学校を改築する場合、解体を予定している建物について、法令で定める構造上危険な建物かどうかを判断するための耐力度調査を行うことが義務付けられている。しかし、解体する建物にわざわざ経費をかけることは無駄であり、結果として事務コスト、事業費コストを押し上げている。例えば、面積が3,003㎡（校舎2棟）の場合、4,641千円程度の費用が必要となる。

・特殊教育就学奨励費補助金

体育実技用具費のうち、例えばスキー用品の購入に対し支給する場合、要綱に定められているとおりスキー板、スキー靴、ストック、金具をセットで購入しなければ補助対象とならない。そのため、スキー靴だけ必要な場合、それだけの購入では補助対象外となってしまう、保護者に負担をかけることになっている。

省庁の縦割りの弊害により地域の実情にあった対応が困難な補助金

(主な事例)

- ・身体障害者等福祉対策事業費補助金
- ・市街地再開発事業費補助

地域でバリアフリー化に取り組むに当たり、施設整備を中心とした厚生労働省の「バリアフリーのまちづくり活動事業」が存在し、その一方、市街地における整備を中心として、国土交通省にも「人にやさしいまちづくり事業」が存在するため、事業が縦割りで、必ずしも一体的な採択とならない。補助金に係る事務が別個に発生する、事業間での補助金の充当ができない等、地域の実情を反映した一体的な整備の障害となっている。

国による過剰な干渉により効率的な事業実施が妨げられている補助金

(主な事例)

- ・農道整備事業費補助

補助金申請、繰越申請事務等において農政局の担当者によって指示が異なったり、些末な部分の修正を求められたり、要綱等に基づかない調査や資料要求が頻繁にある。例えば、過去の実績等既にあるデータで十分対応可能と考えられる場合でも、「確認」と称して資料の提出を求められる。

煩雑な事務手続きにより効率的な事業実施が妨げられている補助金

(主な事例)

・ 離職者等職業訓練費交付金

本交付金は、当初配当で国予算の一部が留保され、当該年度の実績に比例して追加配当するという複雑な手続きを行っている。そのため、国と地方の間で定例報告以外にも資料作成、調整等が必要となり、国・地方双方に人員の無駄が生じている。

・ まちづくり交付金

本交付金は、予算要望時等に数回にわたり膨大な資料を求められ、国・地方双方にこれらを要する人員や経費の無駄を生じさせている。また、国から各種調査資料作成依頼が非常に多く、提出までの期間も短いことからこれに要する事務も煩雑となっている。

地方の創意工夫によるコスト縮減のインセンティブが働かない補助金

(主な事例)

・ 公営住宅建設費等補助

公営住宅の施設整備に係る国庫補助については、例えばPFIをはじめとする民間活用や土地利用の様々な形態（定期借地権など）による方式など、コスト縮減に向けた新たな方式が導入されている。しかし、国の補助申請が依然として直接建設方式を主眼としているため、新たな方式を採用する場合、通常の手続に加え、膨大な申請資料が必要となるなど地方の弾力的な事業展開が妨げられている。

また、公共建築工事の積算業務は、国土交通省が策定した積算基準に基づき実施しているため、市場単価（動向）が反映されにくく、事業費が高止まりになる傾向がある。

国の内示、交付決定、支払時期等の遅延により事務執行に支障を来している補助金

(主な事例)

・ 学校教育設備整備費等補助金

補助金交付要綱において交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日となっている。しかし、実態として交付申請から交付決定が行われるまでに数ヶ月を要している状況である。その間は事業実施が行えず、事務執行に支障を来している。